

複写

平成28年 3月 6日

〒990-2171

山形県山形市七浦1245-6

(株)タケカワ経営事務所 方

一般社団法人 山形県中小企業診断協会

監事 竹川 敏 雄 殿

〒998-0013 山形県酒田市東泉町4丁目13-16

一般社団法人 山形県中小企業診断協会

社員 和多田 惇

複写

以下に掲げる事項について、予てから一般社団法人法の定めに基づき、正規の手続きを行うよう求めてきましたが、いまだに必要とする手続きがなされていません。本年3月22日までに下記に掲げるすべての事項について一般社団法人法に定める手続きをお取りくださるよう求めます。

なお当内容の手続き催告については、既に平成26年5月29日付けの催告書により監事竹川敏雄氏に本催告書と同一内容の催告を行っていることを念のためお伝えします。

1. 商業登記簿謄本によれば、竹川敏雄氏及び高橋勝幸氏が平成26年6月28日に一般社団法人山形県中小企業診断協会の監事に重任したとする同年7月24日登記は、同年6月28日の定時社員総会で監事を選任すると決議した事実はなく、登記申請の原因証書となっている社員総会議事録は偽造されたものであり、登記簿に記載した当該登記事項は虚偽の登記申請によるものである。よって同登記を抹消すること。
2. 平成27年6月20日にホテルメロポリタン山形で午後4時から開催された第3回定時社員総会において、第2号議案の役員選任の件の議案のうち、監事被選任者である竹川敏雄氏及び高橋勝幸氏を監事として選任の決議をしたにもかかわらず、同選任決議がなされたとする議事録が作成されておらず、さらに同選任決議につき、一般社団法人法第301条1項及び2項8号で義務づけられている2週間以内の監事を選任登記申請がいまだになされていない。よって法に基づく監事を選任登記を行うこと。
3. 平成26年4月8日付で監事竹川敏雄氏及び同高橋勝幸氏を受取人とし、第10272145273号書留内容証明郵便物で送達し、既に受取人に配達済みの代表理事の行為についての1-①から⑦までの事項につき、当法人定款32条、一般社団法人法第95条2項、同条3項及び

複写

複写

第97条で定められた手続きを行うよう求めましたが、いまだに理事会での付議手続きがなされていません。よって当該未了手続きを実行すること。

複写

複写

複写

複写

複写

差出人
〒998-0013 山形県酒田市東泉町4丁目13-16
一般社団法人 山形県中小企業診断協会社員

和多田 惇

受取人
〒990-2171 山形県山形市七浦1245-6
(株) タケカワ経営事務所方一般社団法人山形県中小企業診断協会 監事 様



この郵便物は平成28年3月6日
第10269783344号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: 2016030617380000100000 号

